

明治期三条町の「市」と店舗商業

岡 村 治

I はじめに

日本における定期市研究は、石原潤が示したように¹⁾、地理学のみならず民俗学、社会経済史学の分野においてかなりの研究成果を蓄積してきた。なかでも、中島義一によって、今日まで存続してきた日本各地の定期市の現況が明らかにされている²⁾。

しかし、これまでの研究事例において、定期市と常設店舗の経済的関係の実態は、重要な課題とされながらも、ほとんど追究されてこなかった。殊に、資料的制約があったとはいえ、過去におけるその実態はまったく不明である。このような段階にもかかわらず、「定期市からやがて常設店舗へ」という発展段階的の説明が、定説として一般化しているといえよう。立地論において Stine が提示したモデルは、地域需要密度と交通条件を変数として、行商から店舗商業への移行を理論的に説明しているが³⁾、一般化にはより多数の事例による検証が必要であろう。

日本の定期市分布をみると、市街地において常設店舗と併立しながら存続しているものが少なからずあり、このような一元的な段階移行説ではそれらを説明できないことが指摘されてきた⁴⁾。例えば、黒崎千晴は、史的空間における在郷市場の進化系列についてはなお未解明であるとしている⁵⁾。また、北見俊夫は、岩手・青森両県よりも秋田県下で定期市が盛んであることを疑問視している⁶⁾。さらに中島義一は、定期市分布に対して周囲論にかわる合理的説明を求めている⁷⁾。

一方、近年では、現在の定期市に関する現地調査が盛んに行われるようになった。この結果、常設店舗との掛け買いを嫌い、「市」での気楽な現金購買

を好む「購買慣習」や⁸⁾、社交の場としても「市」が機能していることが報告され⁹⁾、「市」が単なる経済的交換の場ではなことが指摘されている。しかし、それらは、消費者に視点をあてた点で重要であるが、その結論が現時点における「市」の存在意義である点で、一元的段階移行説への疑問という上記課題の解明とは直接に結びつきにくい。

筆者は、以上のような問題点をふまえて、定期市の存続に関する地域特性の解明は、重要な地理学的課題のひとつであると考ええる。そこで、本稿では、まず明治前期の新潟県南蒲原郡三条町¹⁰⁾において、定期市と常設店舗のそれぞれの実態を明らかにし、両者の機能的関係を究明する。そして、当時の定期市と常設店舗が併立存在できた要因を考察したい。明治前期に時代設定した理由は、資料残存の理由と同時に、東日本における定期市が地域によって衰退あるいは存続する転換期であったとみなされるからである¹¹⁾。

II 三条町の常設店舗商業

三条町は信濃川下流に位置し、古くから信濃川舟運によって栄えた町であった。また、五十嵐川との合流点にあたることから、上流の下田谷・栃尾谷などの山村との結節点でもあった(図1)。三条町周辺は近世初頭から幾多の所領変遷をみるが、明治初年には三条町は村上藩領、家並みを連ねて東に隣接する一ノ木戸村は高崎藩領、北に接する裏館村は新発田藩領というように所領錯綜地域であった¹²⁾。享保3年(1718)以降3度にわたり三条町は隣村の一ノ木戸村・田島村を相手どり両村が店舗を構えて商業行為をすることが三条町商業の既得権を侵すと主張

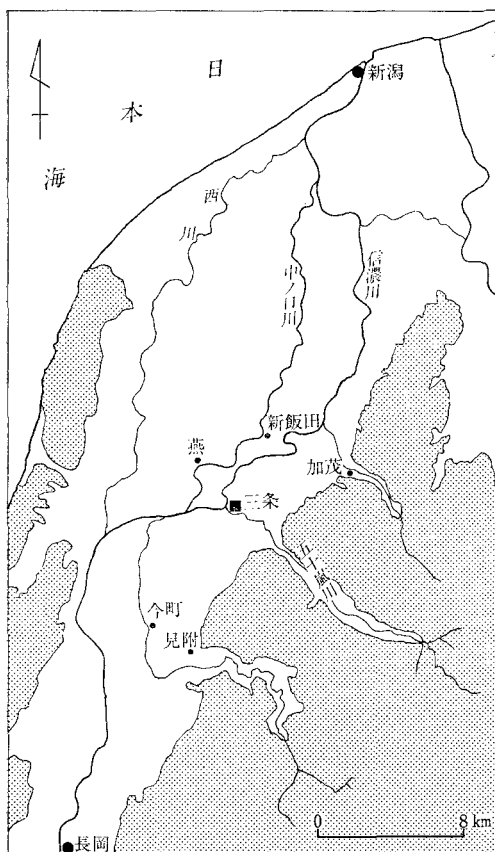


図1 研究対象地域

し、幕府へ訴訟している¹³⁾。このことから窺えるように、三条町とその周辺地域における商品流通が、早くから店舗商業を舞台として活発に展開していた

ことがわかる。

明治初期の『三条町絵図¹⁴⁾』をもとに、町割り形態を図2に示した。これによれば、五十嵐川に並行する本町通りは、上町・大町・一の町から四の町までの6つの町名にわかれていた。また、五の町において信濃川に並行する道路と直交していたことがわかる。この他、本町通り北側の裏通りに面しては、鍛冶職人が集住する鍛冶町や¹⁵⁾、東本願寺別院や西本願寺別院がある寺町などがあった。しかし、主要な商業地区は本町通りであり、後述するように、2・7の六斎市であった三条「市」もその路上で開催されていた。本町通りに面する各戸の間口をみると、上町・大町・四の町では3〜4間であるが、一の町・二の町・三の町では8間程度であった。つまり、本町通りの両端部では狭い間口の家が多く、中央部では広い間口を有する家が多かった。この図にみられる明治初期の町割り形態は、現在でも基本的に変化することなく踏襲されている。

では、この当時の三条町にはどのような常設店舗があり、またどのような商業活動をおこなっていたのであろうか。次に、『諸営業商金高取調表¹⁶⁾』をもとに検討する。

『諸営業商金高取調表』は、三条町で商業および工業を営む者を対象として、明治14年(1881)7月から翌15年6月までの1年間の売り上げ金額あるい

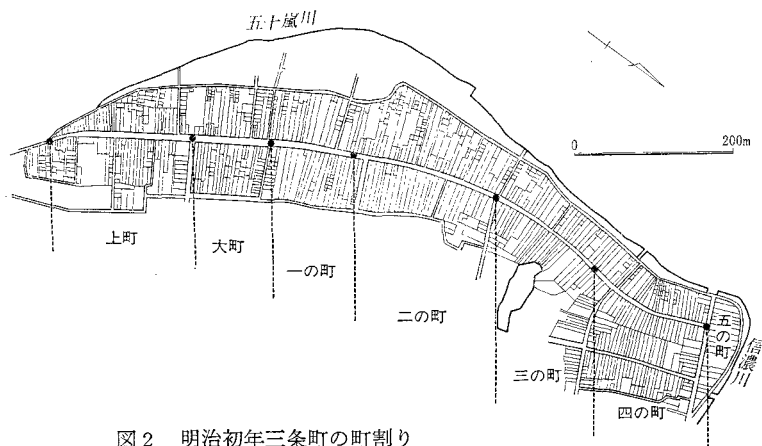


図2 明治初年三条町の町割り
(三条市立図書館所蔵「三条町絵図」より作成)

は所得金額の調査結果を記したものである¹⁷⁾。この調査の目的は、営業税課税にあたっての事前の実態調査にあったと推定される。資料内容からは商業を営む者について下記4項目が共通して把握される。

①営業種目、②売り上げ金額、③居住地(町名)、④氏名である。なお、資料には、例えば穀物小売と炭小売を兼ねる者など、1人で複数の種目を営業する事例が多数認められるが、その場合は売り上げ金額が多い種目を採用して集計した。また、詳細な居住地に関しては現在のところ他に照合すべき適当な史料が確認できないため、ここでは町名をもって居

住地の基本的単位とする。

まず、小売業種目の構成をみてみよう。表1には33種の小売業種を、食料品・衣料品・鉄類・身の回り品・燃料その他に大きく分類し、さらに売り上げ金額を4つに区分して示した¹⁸⁾。売り上げ金額では衣料品が最も多く、全体の39%を占めている。なかでも太物と古着の合計は32%を占め、小売業において突出していたことがわかる。しかし、古着については、売り上げ金額500円未満に37人いる一方で、1,500円以上にも4人いることから営業規模に格差があったと認められる。各種目の人数をみると、食料品が154人と最も多く、全体の34%を占めている。特に酒類小売に54人もいることが注目される。なぜこれほど多いかは目下のところ不明であるが、居酒屋を含んでいる可能性があると思われる。また、売り上げ金額で39%を占めた衣料品は、人数では全体の21%とやや低くなるが、そのうちの古着小売には55人おり小売業者中突出している。その他、古鉄や材木の種目に多数あるが、これは三条町では近世以降金物産業が特化しつつあったことや、五十嵐川上流域から出荷される材木の集散地であったことを示すものと思われる¹⁹⁾。

次に卸売業種の構成をみると(表2)、小売業と同様に売り上げ金額では衣料品の占める割合が36%と高かったことがわかる。しかし、衣料品のなかでも、卸売では特に呉服の売り上げ金額が突出していた点が異なっている。他の種目に比して、呉服は相対的に単価が高いことがその理由としてあげられるが、小売よりも卸売に人数が多いことを考えあわせると、三条町周辺の町場を含めたより広範囲な卸売商圈を有していたことが背景として考えられる。また、呉服の他にも、鉄物卸売や穀物卸売もそうであったとみられる。

『諸営業商金高取調表』からみる限り、明治前期の三条町の店舗商業は、このように大規模かつ高次の機能を有していたことが指摘できよう。

表1 三条町における小売業種構成

小売業種	店 数					販 売 金 額 (円)
	総 数	販売金額による区分				
		500円 未 満	500 ? 1000円	1000 ? 1500円	1500 円以上	
穀物	37	30	7	—	—	13,129
蔬菜	7	5	2	—	—	2,685
鮮魚	16	11	3	2	—	7,688
四十物	11	3	6	—	—	210,799
豆腐	9	9	—	—	—	1,990
菓子	16	15	—	1	—	4,285
酒類	54	43	8	—	—	316,675
茶	4	—	3	1	—	4,070
太物	17	3	14	—	—	46,620
古着	55	37	11	3	—	425,908
足袋	17	16	1	—	—	3,948
呉服	5	—	—	—	—	514,258
鉄物	8	3	4	1	—	5,223
古鉄	35	35	—	—	—	2,353
荒物	24	3	13	7	—	21,972
小間物	17	15	2	—	—	5,083
雑品商	32	32	—	—	—	3,610
紙・帳面	10	4	4	1	1	7,011
塗り物	3	2	1	—	—	1,290
古道具	11	8	2	1	—	5,889
櫛	4	4	—	—	—	565
筆	1	1	—	—	—	385
陶器	4	3	1	—	—	1,585
下駄	7	7	—	—	—	853
植木	1	1	—	—	—	85
菜種	6	5	—	—	1	4,145
絞油	3	3	—	—	—	612
桐油	3	2	1	—	—	1,211
石油	8	8	—	—	—	1,963
燭	8	5	3	—	—	2,931
炭	2	2	—	—	—	774
材木	13	12	—	—	1	10,001
石	3	3	—	—	—	372
合計	451	330	86	18	17	229,972

(「諸営業商金高取調表」より作成)

表2 三条町における卸売業種構成

卸売業種	店 数							販売金 額(円)
	総 数	販売金額による区分						
		500 円 未満	500 1000 円	1000 1500 円	1500 8000 円	8000 5000 円以上	5000 円以上	
穀物	25	6	6	7	6	—	37,752	
鮮魚	2	—	—	—	2	—	8,806	
四十物	3	—	—	1	2	—	4,863	
菓子	5	—	4	—	1	—	4,611	
醬油	1	—	1	—	—	—	955	
焼酎	9	7	2	—	—	—	3,082	
太物	6	—	—	4	11	1	10,360	
走袋	1	—	—	1	—	—	1,421	
呉服	8	—	—	—	1	7	69,013	
洋系	8	—	—	2	6	—	15,685	
鉄物	19	2	3	1	13	—	36,630	
小間物	5	—	—	—	1	4	64,080	
紙	7	7	—	—	—	—	1,312	
髪附	1	—	1	—	—	—	850	
業種	1	—	—	—	1	—	4,900	
絞油	1	—	1	—	—	—	730	
合計	112	22	18	16	44	12	265,050	

(『諸営業商金高取調表』より作成)

Ⅲ 三条町の定期市

三条「市」の起源については定かではないが、永徳2年(1382)の『米良文書』には「三条七日市場」の記述がみられるという²⁰⁾。その後の三条「市」の経過は不明なものの、近世後期には2・7の六畜市として、毎月2・17日には上町・大町・一の町で、7・22日には二の町、12・27日は三の町の順で「市」が立ち、また四の町と五の町はそのいずれの市日にも「市」が立ったと言われている²¹⁾。しかし、明治21年(1888)に県庁へ提出された市場開設願によれば、各市日とも開催区域は上町から五の町までの本町通り全域と、本寺小路、八幡小路および堤通りとされている²²⁾。このことから、三条「市」は近世後期から明治前期の間に、出店数や開催区域の拡大を伴う隆盛の時期をむかえたことが窺える。

昭和30年代にはじまるモータリゼーションによって開催区域の変更を余儀なくされる以前、新潟県内の大部分の定期市は、市街のメイン・ストリートで

開催されていた。先に述べたように、三条の定期市も、昭和35年に現在の北三条駅周辺に移転する以前は本町通りに出店がみられた。しかし、一般に過去の定期市に関する記録は予想以上に少なく、出店の具体的状況を知りうる資料が残存している事例は、極めて稀れと言っても過言ではあるまい²⁴⁾。近世期以降定期市が存続してきた新潟県もその例外ではない。

このようななかにあつて、三条町では明治12年(1879)8月7日に「市場商高取調簿」が作成され、三条町会所文書として現存している²⁵⁾。この「市場商高取調簿」は、前述の「三条町諸営業商金高取調表」と同様に、営業税徴収にあたっての事前の詳細な商業実態調査を意図して作成されたものと考えられる。資料は全5冊から成り、出店区域を1番組から5番組までに分け²⁶⁾、それぞれの実態を一冊ずつにまとめている。ただし、調査担当者が組によって異なっていたらしく、各冊の記載様式には若干の相違が認められる。とはいえ、この資料から明治12年8月7日の三条「市」出店者について、次の4項目が把握できる。すなわち、①氏名②居住地③販売品目④販売金額である。また、管見の及ぶ限りにおいて、それら4項目の記載されている資料としてはこれが時間的に最も遡及が可能な限りのものといえる。この資料にもとづき、以下で明治前期の三条「市」の具体的状況を検討しようと思う。

表3には明治12年8月7日の三条「市」の出店構成を示した。出店総数は286店であつた。これは現在の三条中央「市」の出店数と比較すると、やや多い程度といえる²⁷⁾。品目別に出店構成をみると、当然のことながら現在の「市」では販売されていない品目が多数あつたことが注目される。例えば、種油・桐油・薪柴木などの燃料や、古鉄、材木、薬といった品目は現在では全く出店をみないものである²⁸⁾。なかでも、古鉄・金物の出店数が15店もあることは「金物の町三条」を反映してのことと考えられる。

表3 三条町における「市」出店構成

販 売 品 目	出 店 場 所 別 軒 数				出店総数 (%)	売り上げ金額 円 (%)
	①	②	③	⑤		
蔬 菜 ・ 青 物	28	—	—	72	100 (35)	26.92 (8)
鮮 魚 ・ 四 十 物	10	1	—	3	14 (5)	10.78 (4)
穀 物 蕎 麦 味 噌 菓 子 酒 粕 ・ コ ン ニ ャ ク	24	—	—	—	24	22.78
	2	—	—	—	2	0.32
	5	—	—	—	5	1.10 (11)
	5	—	1	2	8	3.77
	4	—	—	—	4	1.12
太 物 ・ 古 着	29	1	11	5	46 (16)	126.65 (48)
荒 物 小 間 物 傘 下 駄 ・ 古 ゴ 紙 雑 本 商	—	—	2	1	3	2.90
	7	1	1	1	10	3.26
	7	—	—	1	8	1.74 (6)
	1	—	1	—	2	0.40
	1	1	6	13	21	6.35
種 油 ・ 蠟 燭 薪 鉄 ・ 柴 木 古 材 金 物 種 木 他 そ の 他	1	1	4	2	—	11.44
	1	—	—	—	—	—
	—	8	5	2	15	14.21 (23)
	—	—	3	—	3	36.05
	1	1	—	1	3	1.10
	3	3	2	1	9	1.46
合 計	129	17	36	104	286 (100)	266.35 (100)

(『市場商高取調簿』より作成)

出店場所のうち、①、②、③、⑤はそれぞれ一番組、二番組、三番組、五番組を示す。

しかし、他方では、蔬菜や鮮魚・四十物の生鮮食料品、太物・古着の衣料品、荒物・小間物の日用雑貨といった現在の「市」とも共通する品目の出店数が、全体の3分の2を占めていたのである。とくに、蔬菜出店が全出店数の35%を占める100店を示していることは注目すべきところである。また、売り上げ金額をみると、太物・古着品目が突出していることがわかる。単価の違いがあるために単純な比較はできないものの、「市」全体の売り上げ金額の約半分にのぼっている。

出店区域別に出店数をみると、開催区域の東端にあたる1番組に全体の45%の129店、同じくその西端の5番組には36%の104店が出店していたことがわかる。逆に、2番組と3番組は合わせても19%の53店と出店が少ない。すなわち、本町通りの東西両端域に出店が密であった状況が窺える。あるいは、中間域に出店が希薄なことは、本町通りの東西にあ

たかも2つの市場が開催されていたような状況とみることのほうが適切かもしれない(図2参照)。加えて、出店品目から開催区域の特色をみると次の2点が指摘できる。ひとつは、1番組と5番組では蔬菜をはじめとした生鮮食料品の出店比重が高いことである。また、2番組・3番組では古鉄・金物や太物・古着など、日用雑貨や衣料品の出店が主であったことが指摘できる。すなわち、三条「市」の出店配置は、本町通りの東西両端域に集中し、同時にそこでは生鮮食料品を販売する出店が多かったことがわかる。

次に、三条「市」出店者の居住地分布を図3に示した。この図から下記の4点がわかる。

①まず分布範囲をみると、小数の例外的事例を除けば、隣接する市場町(加茂・新飯田・燕・今町・見附)を結ぶ範囲内となっている。ただしそれは三条町を中心とした同心円状には分布せず、地域的な

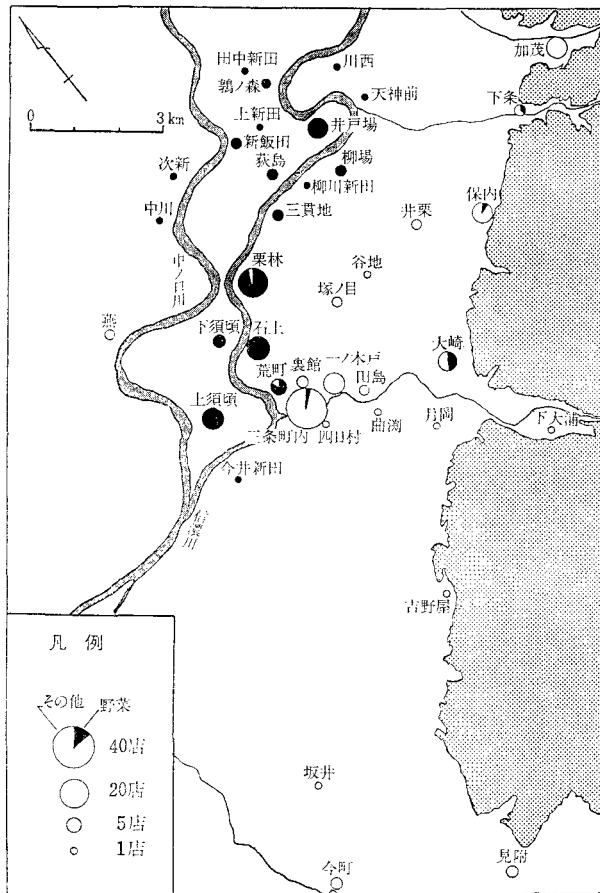


図3 三条「市」出店者の居住地分布
(「市場商高取調簿」より作成)

偏在傾向が認められる。特に、三条町以北での分布が顕著である。それとは逆に、五十嵐川中流域には下大浦に1人あるのみで、それ以東の下田郷からの出店はみられない。また、三条町以南の地域には、今町と見附の町場をのぞくと吉野屋と坂井に各1人いるだけとなっている。それらの地域からの出店が少ない理由は目下のところ不明であるが、三条町との距離的關係だけでは説明が不可能である²⁹⁾。

②居住地別の出店者数では、三条町から1.5km以内に居住する者が63人(31%)であり、そのうち三条町内に居住する出店者は38人(19%)を占めている³⁰⁾。

③他の市場町からの出店者数は24人(12%)であ

るが、加茂町に居住する者がそのうちの11人を占めている。また、居住地が最も遠くにある者は、小千谷から縮みを販売する者と亀田から鯉節を販売する者が認められた。

④野菜を販売する出店者は、下条・保内・大崎の3集落に居住する6人のほかは、すべて信濃川・中ノ口川沿いの自然堤防上に立地する農村に居住地が集中していることが注目される。したがって、それらの野菜出店者は、自家生産物を販売する農家であったと推定される。ただし、三条町内に居住する2人については、それぞれ上町、五の町であることから、農家ではなく、小売(仲買)業者による出店と思われる。

表4 「市」と常設店舗の販売金額対比

販 売 品 目		店 数 (Ⅰ)			1日あたり売り上 げ金額 (Ⅱ)			Ⅱ / Ⅰ				
		A(店)	B(店)	A / B	A(円)	B(円)	A / B	A(円)	B(円)	A / B		
蔬 鮮 四 穀 菓 太 古 小 荒 雑 古 金	菜 魚 物 子 物 着 物 商 鉄 物	100	7	14.29	20.92	7.36	2.84	.21	1.05	0.20		
		14	16	0.56	10.78	21.06	0.29	.77	1.32	0.53		
		—	9	—	—	14.93	—	—	1.65	—		
		24	37	0.64	22.78	35.97	0.63	.95	.97	0.98		
		8	16	0.50	3.77	11.74	0.32	.47	.73	0.64		
		19	17	0.12	73.31	28.38	2.58	3.85	1.66	2.32		
		26	55	0.47	52.43	70.98	0.73	2.01	1.29	1.56		
		10	17	0.59	3.26	13.93	0.23	.32	.82	0.39		
		3	24	0.13	3.90	60.20	0.05	.97	2.50	0.39		
		44	32	1.37	6.35	9.89	0.64	.14	.31	0.45		
紙 本 油 ・ 桐 油 燭 材	物 着 物 商 鉄 物	15	35	0.34	14.21	6.48	0.68	.95	.97	0.98		
		—	8	—	—	14.31	—	—	—	—		
		2	9	0.20	.40	14.41	0.02	.20	1.60	0.10		
		—	1	—	—	4.79	—	—	4.79	—		
		8	6	0.57	11.33	4.99	0.87	1.41	.93	1.52		
		—	8	—	—	8.03	—	—	—	—		
		3	13	0.23	36.05	27.40	1.31	12.01	2.11	5.69		
		合 計		267	310	0.86	259.49	369.16	0.70	24.26	22.70	1.07

(『諸営業商金高取調表』、『市場商高取調簿』より作成)

A: 「市」出店, B: 常設店舗

すると、蔬菜品目については「市」のほうがはるかに多かったことがわかる。太物、雑商の品目でも常設店舗をしのぐ「市」出店数があった。また、蔬菜、太物、材木の3品目は、1日あたりの売り上げ金額において「市」の方が高かったといえる。さらに、1人あたりの売り上げ金額を比較すると、太物、古着、種油・桐油・蠟燭、古鉄・金物、材木の5品目では「市」での売り上げの方が常設店舗よりも多かったことがわかる。

これらを総合すると、とくに蔬菜および太物の2品目の流通については、常設店舗よりも「市」に重点があったとみてよいであろう。換言すれば、1回の市日で計算する限りでは、蔬菜や太物を販売するためには、小売店舗を構えるよりは「市」に出店した方が売り上げは高かったかと思われるのである。

しかし、通年的にみた場合、蔬菜は太物に比べ供給できる期間が限られていたため、「市」への出店にはより大きな利点があったといえよう。

IV 定期市存立の地域システム

これまで明治期の三条町における店舗商業と定期市商業の双方を分析してきた。その結果、明治12年の三条「市」では蔬菜出店数が最も多く、また蔬菜は常設店舗より「市」に流通の重点があったことが明らかとなった。さらに、その蔬菜出店者の居住地は、信濃川・中ノロ川沿いの自然堤防上に立地する農村に集中していたことがわかった。そして、蔬菜を販売する農家出店者は、現在の定期市においても多数を占めていることが報告されている⁸²⁾。

このような「市」出店に占める農家出店の比重の高さには、どのような背景が考えられるであろうか。その背景にある諸要素の連関こそが、「市」を存立させてきた地域システムとでも言うべきものであると考えられる。ここでは、三条町周辺に居住した明治期の農家が、どのような背景のもとに「市」へ出店を行ってきたのかを考察したい。

なぜ多くの農家が「市」へ出店したのかを究明す

るには、当時の個々の農家の経営状況を詳細に分析し、そこに「市」出店の契機や必然性を見いだす方法が考えられる。しかし、そのような資料は得がたく、仮に把握できたとしても、一戸の農家のそれがどの程度他の農家出店者を代表するものかを判定するのは、甚だ困難と言わざるをえない。また、聞き取り調査によっても、「姑が出られなくなったので私が出るようになった³³⁾」と継起的出店を理由とする農家出店者が、現在ではほとんどを占めている。

このように多くの農家が「市」へ出店する地域的特性を把握する適切な指標を選定しにくいなかにおいて、B. Harris が定期市と住民の社会的・経済的階層との関係を論じていることは注目値する。石原の報告によれば³⁴⁾、B. Harris はインド農村の定期市調査から次の結論を得た。

「そこでの定期市は、売り手・買い手ともに主として社会的・経済的に下層の人々によって支えられている。これに対し、町の常設店舗は経営者・顧客ともに上層の人々によって構成されている。」さらに、B. Harris はその結果として、定期市システムは都市システムに対し独立しているとした。

既に述べてきたように、三条町「市」は、農村ではなく町の常設店舗の軒先に開催される点や、社会的・経済的階層を強く規定してしまうインドのカースト制にあたるものがない点で、上記 B. Harris の結論をそのまま本論文の対象地域について適用することは性急といえよう。しかし、「市」の「売り手・買い手」について、社会的・経済的階層という質的側面に分析視点を置いている点は、三条町「市」の分析にあたって参考とすべきものがあるように思われる。

そこで、筆者は、このような B. Harris の分析視点に示唆をうけ、明治期において経済的に下層に位置した住民（以下これを低所得者層と呼ぶ）を量的に把握することによって、多くの農家を「市」に出店させた地域システムを明らかにしたいと考える。

さて、上述の低所得者層を量的に把握するため、筆者は、市町村制実施後普通選挙法実施前（1890年～1925年）における市町村会議員選挙権無資格者の現住戸数に占める比率を指標に選定した。その理由は、次にあげる諸条件からである。すなわち、

①選挙権は厳密な審査にもとづくものであるから、資料的信頼度が極めて高く、しかも全国的に共時的かつ通時的な検討が可能であること。

②普通選挙法実施以前の市町村会議員選挙権の資格基準が、「地租あるいは国税2円以上負担する者」と規定されており、府県会あるいは衆議院のそれよりはるかに低い³⁵⁾。したがって、この資格を有しない者は、土地を持たない小作農か商工業従事者で、かつ低所得者であると認めざるを得ないこと。

③地域住民に占める低所得者層を量的に把握することによって、地域的な貧富の度合いを判定する最も有効な尺度となること。

なお、算出するにあたっては次の式をもちいた。

$$\text{低所得者層比率} = \frac{\text{現住戸数} - \text{選挙権有資格者}}{\text{現住戸数}}$$

ここで、現住戸数を母集団としたのは、選挙権が家族の成年男子（25歳以上）の戸主に与えられたためである。それゆえ、「地租あるいは国税2円以上を負担する者」でも、未成年男子を戸主とする場合や、成年男子であっても戸主でない場合などは無資格者数にふくまれることとなる。しかし、このような事例は全体のごく一部と推測され、また地域的な動向をみるうえではなんら支障はないと見なすことができると思われる。

まず、低所得者層比率の全国的動向を把握するために、市町村制実施以降の4つの年次において府県単位でその数値をみてみた³⁶⁾。その結果、低所得者層の割合が4時点のいずれにおいても50%以上を示す府県は、著しく高い東京・大阪をはじめ、それらに隣接する神奈川や京都・兵庫・和歌山、そして愛知であった。これらの府県平均比率が高いことはい

ずれも、低賃金労働に従事する多くの商工業者によって支えられる大都市がふくまれていたことを意味している。また、経年的変化において割合が急増する府県をみると、関東各県（栃木・群馬・埼玉・神奈川）、岩手・秋田を除く東北4県、東海2県（静岡県・愛知）、近畿では大阪・兵庫、九州の福岡・長崎・宮崎であった。そして、停滞している府県には、東山道3県、四国4県、九州の熊本・鹿児島があげられる。逆に、低所得者層比率が減少する府県は、富山・石川・福井の北陸3県と鳥取・島根の山陰2県であることがわかった。要約すれば、近畿以西の西日本は、福岡・長崎・宮崎、および山陰2県を除けば低所得者層比率の経年的増減は少なく、いたって停滞傾向をしめしていたといえよう。それとは対照的に関東以北の東日本では、低所得者層比率が急増した傾向が明瞭に認められるのである³⁷⁾。

このような全国的動向のなかで、新潟県は次のように位置づけられよう。すなわち、新潟県の低所得者層比率は、東京・大阪のような突出の数値を示す地域を除けば、全国的には平均的な数値であった。かつ、新潟県は経年的にも若干の変動はあるものの、ほぼ停滞していたと認められる。したがって、新潟県は平均的な低所得者層比率の傾向を示していたと言える。

ところが、新潟県内を都市単位でみた場合、そこには明瞭な地域的差異が認められる。表5には1903年（明治36）以降8年間の都市別比率の変化を示した³⁸⁾。まず、北蒲原郡・中蒲原郡・西蒲原郡・南蒲原郡の蒲原4郡、および三島郡において著しく高い数値を示していることが注目される。とりわけ、中蒲原郡・西蒲原郡・南蒲原郡にあっては、全16郡の平均より約15%高い数値を示している。また、新潟県内では、概して平野部でその比率が高く、逆に山間部では低い傾向にあるように見えるが、平野部である刈羽郡・中頸城郡でも低い数値を示していることから、必ずしも低所得者層比率は平野部で高いと

表5 新潟県における低所得者層比率

	1903年	1905年	1907年	1909年	1911年
新 潟 市	81.8 (100)	78.3 (96)	82.5 (101)	81.2 (99)	82.6 (101)
長 岡 市	—	—	77.1	77.8	72.7
高 田 市	—	—	—	—	59.5
北 蒲 原 郡	53.0 (100)	49.4 (93)	49.7 (94)	49.4 (93)	48.6 (92)
中 蒲 原 郡	53.4 (100)	49.3 (92)	53.5 (100)	55.7 (104)	58.0 (109)
西 蒲 原 郡	51.4 (100)	50.6 (98)	52.1 (101)	52.1 (101)	53.0 (103)
南 蒲 原 郡	52.1 (100)	53.4 (103)	55.0 (106)	54.7 (105)	54.4 (104)
東 蒲 原 郡	34.4 (100)	40.1 (117)	42.1 (122)	40.6 (118)	39.8 (116)
三 島 郡	46.8 (100)	47.9 (102)	45.6 (97)	48.0 (103)	47.9 (102)
古 志 郡	49.6 (100)	49.4 (100)	38.9 (78)	39.2 (79)	35.8 (72)
北 魚 沼 郡	37.5 (100)	39.2 (105)	40.0 (107)	39.1 (104)	40.4 (108)
南 魚 沼 郡	32.1 (100)	33.4 (104)	35.4 (110)	36.6 (114)	23.7 (74)
中 魚 沼 郡	20.9 (100)	23.7 (113)	23.0 (110)	40.4 (193)	36.8 (176)
刈 羽 郡	33.6 (100)	33.5 (100)	34.0 (101)	33.4 (99)	32.5 (97)
東 頸 城 郡	22.0 (100)	23.3 (106)	21.8 (99)	23.9 (109)	24.3 (111)
中 頸 城 郡	40.0 (100)	36.8 (92)	37.6 (94)	40.8 (102)	36.9 (92)
西 頸 城 郡	29.8 (100)	31.6 (106)	29.5 (99)	33.0 (111)	30.0 (101)
岩 船 郡	29.9 (100)	34.7 (116)	32.8 (110)	33.8 (113)	30.9 (103)
佐 渡 郡	31.1 (100)	34.7 (112)	30.1 (97)	30.4 (98)	30.6 (98)
郡 平 均	38.5 (100)	41.7 (108)	41.3 (107)	42.2 (110)	41.7 (108)

（新潟県統計書各年版より作成）

上段数字は百分比を表し、下段数字は1903年を100とした指数を表す。

は言い切れない。また、高い数値を示す蒲原4郡にあっては、北蒲原郡・中蒲原郡とを比較すると、1903年では両郡はほぼ同比率を示しているが、北蒲原郡では漸減、中蒲原郡では増大した結果、1911年には約10%も中蒲原郡が高くなっている。

このように、新潟県内平野部の低所得者層比率に

一様な傾向は見られないものの、高い比率を示す郡市の分布に再び目をもどすと、近世期以降「市」が存続してきた地域とほぼ一致していることが注目される³⁹⁾。換言すれば、「市」が存続してきた地域は、低所得者層比率が高く、そのことは同時に小作農や零細な商工業者の多い地域であったことを意味している。では、蒲原平野において低所得者層比率が高いことが、具体的にどのようにして「市」での農家出店の多さに結びつくのかを、先学の研究を参考にしつつ、「市」存立の地域システムとして次のような仮説を提示したい。

a. 低所得者層高率の恒常化

「市」存立の諸要素の連関作用を、地域システムとして具象化したのが図5である⁴⁰⁾。まず、低所得者層比率が高い事実は、具体的にはどのようなことが要因として求められるであろうか。これには直接・間接に多くの因子が想定されうが、それら諸因

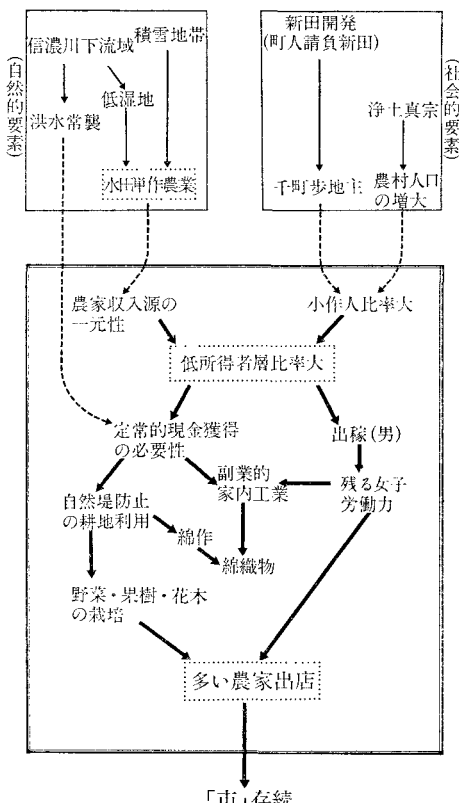


図5 「市」存立の地域システム

子は大きく2つに系列化されて上記事実に作用していると考えられる。すなわち、一つは自然的要素に強く規定された生産基盤であり、もうひとつは歴史的・社会的な諸要素の作用系列である。それら2つの系列を、それぞれの作用の順序を含めて整理すると以下ようになる。

① 自然的要素に規定された生産基盤

蒲原平野は信濃川下流域にあたり、「高燥な部分は丘陵と接する付近、自然堤防沿い、砂堆などにみられるだけ⁴¹⁾」で、大半が低湿地である。また、乱流する信濃川や、加茂川、五十嵐川による洪水常襲地帯でもあった⁴²⁾。第二次大戦後、土地改良事業で排水路の整備がなされるまでは、胸まで泥につかりながら田植えをしなければならない湿田が多かった⁴³⁾。このような地形的条件に加えて、冬期間の積雪という気候的条件は、この地域の生産基盤として「水田単作」農業を必然づけた。水田単作農業での収穫時期は、秋だけに限られる。つまり、農家の収入は出来秋のみということになる。換言すれば、その農家経営においては、収入源は一元的で、かつ資本の回転が年一回しかないこととなる。このような生産基盤の特徴に対して、さらに前記自然的要素（洪水常襲・湿田）が悪循環として作用し、不安定かつ低位の生産性を余儀なくされてきた。

② 歴史的・社会的諸要素

低所得者層が「土地を持たない小作農や零細な商工業者」を示すことは、先に述べたとおりである。したがって、高い低所得者層比率に直接作用している要素には、高い小作農比率を指摘できる。ここでは、さらにその高い小作農比率に作用する諸要素の系列を考察する。小作農比率が高い背景には2つの因子があると考えられる。まずひとつは、「千町歩地主」と形容される大地主制の確立である。この大地主成立には、近世期の新田開発のうち商人資本による町人請負新田に端緒をもつものと、明治期になってから急速に土地を集積してゆくものの2つのパターン

がある⁴⁴⁾。前者の場合は旧新発田藩領の北蒲原郡に多く、小作農は町人請負新田と同時、すなわち近世期に成立したこととなる⁴⁵⁾。しかし、信濃川以西の蒲原平野では前述の地形的条件や割地慣行から後者に属し、中小地主の没落を含め小作農は明治期以降に急増する。小作農比率が高いもうひとつの因子は、近世期、度重なる飢きんに対して他地域では間引きや墮胎などの人為的人口抑制策をとったが、浄土真宗が厚く信仰される越後においてはそれを拒絶したことがあげられる⁴⁶⁾。そのため農村人口は増大し、限られた土地に対する過剰人口は小作農とならざるを得なかったと考えられる。

以上、蒲原平野において低所得者層比率が高い要因を、2つの作用系列から説明した。

b. 現金獲得の定常的機会

蒲原平野の低所得の小作農家が生計を維持してゆくためには、現金獲得の機会をより拡大しなければならなかった。それには2つの方向性が認められる。ひとつは農閑期の出稼ぎである。杜氏や米つき、屋根葺、大工などは男仕事として、また毒消し売りや角兵衛獅子などは女仕事としての出稼ぎであった。また、「頼まれれば越後からでも米つきにくる」といわれるまで新潟県に出稼ぎが多かった背景には、低所得ゆえの現金獲得以外にも、冬期間の家族人員を1人でも減らして、限られた備蓄食糧の消費を抑える目的があったことに注意する必要がある。

いまひとつは、現金収入の機会を定常化させることであった。そうすることによって、水田単作ゆえの年1回の資本回転を補う必要があったのである。具体的には副業的家内工業を行うか、自然堤防上の限られた耕地を利用して、換金可能な作物栽培を行うかであろう。副業的家内工業としては、近世中期以降、蒲原平野のほとんどの農村で盛んとなった綿織物業や⁴⁷⁾、洪水常襲に疲弊する貧農による和釘生産を発生起源とする三条の金物工業など⁴⁸⁾、今日地場産業化している産業の多くはおよそここにその端

緒がもとめられる。また、より高燥な自然堤防上の耕地では、蔬菜類をはじめ、明治期以降、梨・桃・葡萄の栽培がおこなわれ、また一部では花卉などの園芸農業が特化した⁴⁹⁾。

そして、農家はそれらの定常的な現金獲得を目的とした生産物を換金する場として、「市」出店を必要とした。地方市場が整備される以前や農協を中心とした共同出荷制が確立する以前においては、「市」出店こそが主要な販売形態であった。加茂「市」の朝市は、現在でも農家と業者の取り引きの場であることはその一証左といえる⁵⁰⁾。また、「市」出店は家族のうちのおもに重労働ができなくなった姑の役割として支えられてきたのである。このように、現金獲得の必要性にせまられた農家による出店が、明治前期の三条「市」を存立させていた重要な背景であったと考えられる。

V おわりに

本稿は、東日本における定期市にとって転換期となった明治前期に注目し、三条町の常設店舗商業と定期市商業の機能的関係を明らかにすることにより、「市」存立の要因を考察した。その結果を以下に示し、全体のまとめとしたい。

明治前期の三条町における常設店舗商業と定期市商業を、店数および売り上げ金額から比較対照すると、「蔬菜」と「太物」の2品目は、常設店舗よりも定期市に流通の重点があったことがわかった。と同時に、上記2品目は三条「市」を特徴づける重要な出店品目であった。さらに、「蔬菜」を販売する農家出店者の居住地の分布は、信濃川・中ノロ川沿いの自然堤防上の集落に集中していることが明らかとなった。

筆者は、この農家出店数が全出店数の3分の1を占めていることに着目し、それこそが「市」存立の重要な一要因であると考えた。そして、農家に「市」出店を促す地域的要因を究明するため、B. Harris

の見解に示唆をうけつつ、地域社会に占める低所得者層の量的把握を試みた。その結果、新潟県内においては、低所得者層比率が高い地域と「市」存続地域が一致していた事実が指摘できた。そこで、農家出店と「市」存の関係を、地域的諸要素の連関作用をうけた「地域システム」として仮説提示した。再言すれば、水田単作ゆえの収入源の一元性、および年1回という低い資本回転率と、地主王国に象徴される高い小作農比率が低所得者層比率の高さを恒常化させていた。そのようななかで、農家が生計を維持してゆくためには、現金獲得の定常的機会を持つことによって、資本回転率を高める必要があった。そのため副業的家内工業や、自然堤防上の限られた土地を耕地化して蔬菜・果樹などの換金作物栽培がおこなわれた。現在でも「市」での売り上げは単なる小遣い稼ぎ以上の金額であるが、農協や地方市場などの流通機構が確立するかは以前の明治前期においては、なおのこと「市」出店こそが低所得農家にとって現金収入を得るための主要な方法であったといえる。

本稿ではかなり荒削りな仮説を提示したが、諸賢の御教示を願いつつ今後も検討を重ねてゆきたいと考えている。(筑波大・院)

謝 辞

本稿は、昭和60年度歴史地理学会大会において発表した内容に加筆修正したものである。

本稿の作成にあたり筑波大学黒崎千晴先生、北見俊夫先生に御指導をいただいた。また、千葉徳爾先生、菊地利夫先生、中島義一先生、金坂清則先生からは貴重な御助言をいただいた。なお、現地調査に際しては、三条市立図書館、三条市役所商工課に便宜をはかっていただいた。記して感謝を申しあげる次第である。

〔注〕

- 1) 石原 潤「定期市研究における諸問題—特に都市発達史との関連において—」人文地理, 20—3, 1968, および同「市(Market)研究の近年におけ

- る展開—1967年～1976年—」人文地理, 29—6, 1977
- 2) 中島義一『市場集落』古今書院, 1964, など。
- 3) Stine, J. H : Temporal Aspects of Tertiary Production Elements in Korea, in Pits, F.R. eds “Urban Systems and Economic Development”, p.p. 68—88
- 4) 喜多村俊夫「地方市場の発展・残存と其の要因に関する歴史地理的研究—近江八日市を中心として—」人文地理, 2—4, 1950
- 5) 黒崎千晴「巻頭言」(筑波大学歴史地理学教室編『青梅・五日市における流通構造と「市」の変容』筑波大学歴史地理学研究室, 1983
- 6) 北見俊夫『市と行商の民俗』岩崎美術社, 1970, 45頁。
- 7) 中島義一「近世の市場町」(豊田 武他編『講座日本の封建都市 第2部』), 1983, 178頁。
- 8) 石原 潤「越後の定期市の現況について」(『織田武雄先生退官記念論』柳原書店, 1971), 479～480頁。
- 9) 仙道良次「秋田県における最近の定期市について」東北地理, 19—1, 1967
- 10) 昭和9年1月, 新潟県では4番目の市制施行によって三条市となった。
- 11) 例えば, 前掲6), 47頁。
- 12) 木村 礎校訂『旧高旧領取調帳 中部編』, 近藤出版社, 1977, 669—673頁。
- 13) 三条市史編さん室『三条市史 近世1』, 298頁。
- 14) 三条市立図書館所蔵。
- 15) 土田邦彦『三条金物—その形成と構造—』, 野島出版, 1977に詳しい。
- 16) 三条市立図書館所蔵「三条町会所文書」
- 17) 史料では商業については売り上げ金額が, また工業については所得金額が記載されている。
- 18) この区分については, 資料に記載された売り上げ金額の区分にしたがった。
- 19) 前掲15)。
- 20) 新潟県教育委員会編『越後・佐渡の定期市, 第一法規出版, 1977, 247頁。
- 21) 前掲20)。
- 22) 渡辺正一『三条の歴史』, 野島出版, 1966, 58頁。
- 23) 前掲20), 248～250頁。
- 24) 管見のかぎりでは, 「市」出店者に関して以下に

- 示す①, ②, ③が把握可能な資料としては, 近世後期武州多摩郡の伊奈「市」を記録した石川家文書があげられる。(五日市町郷土館だより第4号)
- 25) 三条市立図書館所蔵。ただし, これは11点の資料を総称するために用いた筆者の便宜上の呼称である。
- 26) 1 番組は上町・大町, 2 番組は一の町, 3 番組は二の町・三の町, 4 番組は四の町および八幡小路, 5 番組は五の町に相当していた。
- 27) 昭和58年度では, 三条市内に4つの定期市が開催されており, 最も出店数の多い「三条中央市場」は273店である。
- 28) 材木を「市」でどのようにして販売していたものか, 目下のところ不明である。
- 29) 北見俊夫『川の文化』日本書籍, 1981, 215 頁によれば, 三条町と下田郷とは川船による人糞尿のやりとりで結ばれていたが, この資料では下田郷からの出店者は認められなかった。
- 30) 前述の『諸営業商金高取調表』との照合を試みた結果, 両者の間で氏名の一致はみられなかった。
- 31) 前掲8) 473頁では, 現在の常設店舗と「市」との販売金額対比を, 商店数と開店日数から算出した結果を用いている。
- 32) 例えば, 筑波大学歴史地理学研究室『北の市から』(郷土村上第44号)。
- 33) 前掲20), 96頁。
- 34) 石原 潤「第23回国際地理学会議 (Moscow) 報告(-) 地理 21—11, 1976, 130 頁, および前掲1)。
- 35) 府県会議員選挙権は「地租あるいは国税5円以上を負担する者」であり, また衆議院のそれは「地租あるいは国税15円以上を負担する者」であった。ただし, 衆議院議員選挙権はその後拡大された。
- 36) 資料には『日本帝国統計年鑑』の各年版を用いた。
- 37) このような傾向については, 後日稿を改めて詳細な分析をすることとする。
- 38) 資料には『新潟県統計書』各年版を用いた。なお, 新潟県の場合はこれ以前の市町村会議員選挙権の有資格者数が把握できない。
- 39) 前掲2), 123頁には, 新潟県内の定期市分布の時代的変遷が説明されている。
- 40) 千葉徳爾「地域構造図について(-), (二), (三), (四) 地理17—10, 11, 12, 13, 18—1, 1972, 1973を参考とした。
- 41) 飛田雅孝「近世越後平野の開発について」歴史地理学120, 1983, 29頁。
- 42) 例えば, 明治29年7月の「横田切れ」の洪水災害では, 西蒲原郡一帯と, 遠く32km離れた河口の新潟市もほとんど水に浸った。その時の被害は死者46人, 傷者29人, 流失家屋475戸, 流失納屋23, 985棟, 埋没流失田畑面積2500ha, 浸水田畑面積56535haに及んでいる。
- 43) 佐々木博「蒲原平野における農業集落景観の変遷」地理学評論34—12, 1961, 20—32頁。
- 44) 古島敏雄・守田志郎『千町歩地の成立と展開』農林省農業総合研究所, 1957, 14—18頁。
- 45) 菊地利夫「紫雲寺潟干拓新田の自然的構造と入百姓の定着機構」地理学評論, 25—9, 1962年。
- 46) 小野寺淳「北陸農民の北関東移住」歴史地理学紀要21, 1979, 175—195頁。
- 47) 土田邦彦『越後の伝統織物』野島出版, 1980。
- 48) 前掲15)。
- 49) 例えば, 三条市保内の植木や, 新津市小合の花卉園芸などは, 現在北陸有数の産地となるにいたった。山崎久雄・磯部利貞・林 正己監修『新潟県の歴史散歩—中越編—』野島出版, 1981。
- 50) 前掲49) 8 頁。